

平成三〇年度東寺百合文書展

中世の古文書が近代によみがえる！

# 文書の解説

(前期展示部分)

QR コードがついています



スマートフォンなど、QR コードの読み取りに対応した機器を利用して、文書画像へ簡単にアクセスできます。

東寺百合文書 WEB: <http://hyakugo.kyoto.jp/>

# 一 宝莊嚴院領荘園注文

レ函 一号の一

平治元（一一五九）年閏五月日

薦三百枚

同国香御園 雅範朝臣

香五石

同国速水庄（但法勝寺御領也）阿闍梨仁信

餅三百八十枚

丹波国葛野牧 朝隆卿

米百石

油一石一斗

同国奄我庄 右大臣入道

雑器

丹後国志楽庄 大式清盛朝臣

米二百五十石

八丈絹五十疋

備後国津口庄 忠能卿後家

米三百石

油四石三斗

阿波国大野庄 季行卿

米二百五十六石四斗三升

油四石二斗四升九合

遠江国初倉庄 朝隆卿

六丈細布十三段二丈

四丈白布三百段

筑後国三瀧庄 隆季卿

米六百石

綿四百一十両

# 二 後白河院序下文

サ函 一号

治承二（一一七八）年六月二〇日

その盛衰が『平家物語』というものがたりになるほど、日本の歴史に大きな足跡をのこし、様々に記憶された平氏一族ですが、意外にも東寺百合文書のなかにはほとんど痕跡がありません。一は宝莊嚴院の荘園を書き上げたリストで、丹後国志楽庄のところに「大式清盛朝臣」とあり、平清盛が土地を知行していたことがわかります。二は後白河上皇の庁から出された肥前国の松浦荘を最勝光院の荘園とするための文書で「権大納言兼右近衛大将平朝臣」の平宗盛や「左馬頭兼中宮亮平朝臣」の平重衡などの名前が見えていますが、原本ではなく写しですので、残念ながら宗盛や重衡らが自ら筆をとって名前を記したというものではありません。

（端裏書）

「宝莊嚴院御庄園注文」



宝莊嚴院御庄園

近江国三村庄 上座法眼静憲

米三百石

油一石六斗

甲斐国甘利庄 前寮頭忠房

四丈白布五十段

小御堂

備中国多気保（但尊勝寺便補）兵衛佐局

月別兵士二人

右、注進如件、

平治元年潤五月 日

（レ函 一号の一）



（端裏書）

「後白河院庁御下案」

（後白河院庁御下文）

院庁下 大宰府在庁官人等

応早任平政子解状并前建春門院庁下文使者府国使相共

堺四至打傍示立券言上為最勝光（院脱カ）領管肥前国松浦庄事

四至

限東松浦河并東郷堺山 限南大瀬并杵嶋庄堺

限西木須嶺并波多津西崎 限北海并加々良嶋

使公文左史生大江信兼

右、彼政子去二月日解状称、謹檢案内、当庄者前

筑後守国兼法師私領也、而男前司国通相繼領知、

然間去保延五年之比、申請鳥羽院庁御下文、為別符、

任公驗理、御使相共、堺四至打傍示立券、荒熟田畠

領掌年尚、其後女子大江氏伝領、已三代相伝、敢無

有異論、而依有事縁、相具調度文書、政子所讓得也、

因茲為募御勢、去安元元年比、寄進建春門院庁之

時、件御領可為不輸之由、依院宣、成進府国庁宣之上、

成賜彼院庁御下文、以来敢不聞国役、爰崩御之後、又

所寄進最勝光院御領也、但於御年貢式教者、立券言

上之後隨申請、是古今之例也、成賜庁御文、被糺定明時旧跡

誰謂非扨、望請庁裁、早任鳥羽院庁御下文・同御使立券

勘文并府国庁宣等旨、重堺四至立券庄領田畠

且永停止勅事・院事・府国役、為最勝光院御領進納

御年貢、且可令任政子讓状永代知行之由、成賜庁

下文者、將断當時之牢籠、弥備向後之龜鏡矣、者任

政子解状并前建春門院庁下文、為最勝光院領

堺四至打傍示、可立券言上也、以彼政子限永代

可為預所職、但於年貢員數者、立券言上之後被

定下、每年無懈怠、可運進院家之状、所仰如件、府国

宜承知、不可違失、故下、

治承二年六月廿日

主典代大藏權大輔中原朝臣

（隆季卿）

別当權大納言兼中宮大夫藤原朝臣 判官代安房守藤原朝臣

權大納言藤原朝臣（実房） 勘解由次官兼中宮權大進藤々々

（宗盛卿）

權大納言兼右近衛大将平朝臣（宗盛） 右衛門權佐藤原朝臣

（資賢卿）

権中納言兼陸奥出羽按察使〈源朝臣〉 勘解由次官兼中宮大進平とと

権中納言藤原とと（兼雅） 右少弁藤原とと（光雅）

〈時忠卿〉 〈兼光〉

権中納言兼中宮権大夫左衛門〈督平朝臣〉 左少弁藤原とと

〈忠親卿〉

権中納言兼右衛門督藤原とと

〈成範卿〉

権中納言兼左兵衛督藤原とと

権中納言兼右兵衛督平とと（頼盛）

〈朝方卿〉

参議皇太后宮大夫阿波権守藤原とと

参議右大弁藤原とと（長方）

右近衛権中将兼皇太后宮権大夫藤原とと

左馬頭兼中宮亮平朝臣（重衡）

〈重方と（卿）〉

左中弁藤原とと

右京大夫兼伊予守高階朝臣

〈経房と〉

右中弁兼内蔵頭藤原とと

讃岐守藤原とと

権右中弁平とと（親宗）

（サ函 一号）

シ函 三号の一

承久三（一一二二）年七月日

都に住む平信正は、「去る六月、天下兵乱の際に家財を宇治三宮津に避難させていたところ、一日に官兵等がその財物や文書類を奪っていったしまった」とこの文書に書いています。「天下の兵乱」というのは、後鳥羽上皇が鎌倉幕府を倒そうと挙兵した承久の乱のことです。財産・文書を奪った官兵というのは後鳥羽上皇方の武士で、すでに劣勢になっていた後鳥羽上皇方と、勝ちを重ねて京都へ攻め上ってきた幕府方は直後の一三日に宇治で激突することになります。承久の乱の影響が権力を争った当事者にとどまらず、下々にまで及んで、混乱や破壊をもたらしていたことがわかります。

（端裏書）

「敷地券」



紛失

私領地壹処券契事

合積壹戸主余式拾捌丈（口南北柒丈捌尺、奥東西拾丈）

壹処（北寄） 口南北二丈八尺 奥東十丈

件地者、自領主字七郎房之手吉与氏（信正之母）所令買領也、

而令相伝南端信正之領地畢、

壹処（中央） 口南北二丈五尺 奥東西十丈

件地者、自常陸僧正御房御坊人浄法房之手、家地共信正所令買得也、

壹処（南寄） 口南北二丈五尺 奥東西十丈

### 三 平信正敷地文書紛失状案

件地者、自同御坊人字太郎房之手、信正（本名為定）令買領之、而母堂吉与氏欲令沽却北端地之間、以此地令相伝之処、自吉与氏之手、物部宗弘（信正之舅）令買領之後、讓与女子（信正妻）畢、

在左京八条三坊四町西三四行北二三四門内

右、件地者、信正相伝之私領也、子細見于端状、領掌年尚、敢無窄籠、而彼本公驗等、去六月天下兵乱之刻、為遁怖畏、令運置京宅資財物等於宇治三宮津辺之処、同月十一日、為官兵等、財物券契共以被押取畢、若自今以後帶彼券契、於致非論之輩者、早可被処盜犯者也、且在地明白也、仍紛失状如件、

承久三年七月 日 右近将監平（判）

件地者、右近将監平信正之私領之条明白也、仍年来居住之間、未聞窄籠之由、而逆乱之刻、為官兵等被押取券契之旨、所承及之実也、仍在地人加署判而已、

橘行憲（判）

佐々木助友（判）

菅原友吉（同）

平 為末（同）

紀 守永（同）

藤原安則（同）

藤井国正（同）

菅原友永（同）

大春日友光（同）

伴国恒

#### 四 関東御教書案

左兵尉志葛原友末（同）  
左近将監藤井正依（同）  
伊勢權守平末貞（同）  
沙弥入阿弥陀仏  
僧 仁円（判）  
(シ函 三号の一)

ヨ函 二九号  
文永一一（一二七四）年一月一日

ひとつめには、鎌倉幕府が安芸国の守護である武田信時に宛てて出した文書が写されています。蒙古人が対馬・壱岐にやってきて戦いになっているので、任国の安芸に下り、国内の武士らを組織して防禦の準備をすすめるように、という命令です。ふたつめも同じく幕府から武田信時宛ての文書で、長門国防衛の御家人がたりないので、周防国、安芸国からも動員することにした、もし異賊が襲来してきたら共同して防禦するように、という命令です。

海を越えて異国が日本を攻めてきたという状況への対応はもっぱら鎌倉幕府がおこなっていたことがわかります。これらは鎌倉幕府のなかでやりとりされた異国襲来への対応についての文書で、東寺とは直接かわりがないものですが、何かの事情で入手し、手近にあった紙の裏に書き写したために今に伝わることになりました。

(端裏書)

「武家御下知状案〔蒙古警固事〕」

蒙古人襲来对馬・壹伎(岐)、既致合戦之由、覚恵所注申也、早来廿日以前下向安芸、彼凶徒寄来者、相催国中地頭・御家人并本所領家一円地之住人等、可令禦戦、更不可有緩怠之状、依仰執達如件、

(北条長時)

文永十一年十一月一日 武蔵守〔在判〕

(北条時宗)

相模守〔在判〕

(信時)

武田五郎次郎殿

長門国警固事、御家人不足之由、

(二階堂行忠)

信乃判官入道行一令言上之間、所被寄

周防・案藝(安芸)也、異賊襲来之時者、早三ヶ国相共、可令禦戦之状、依仰執達如件、

(北条義政)

建治元年五月十二日 武蔵守在判

(北条時宗)

相模守在判

(信時)



武田五郎次郎殿

(目函 二九号)

## 五 安芸国新勅旨田未進年貢代錢支配状

な函 四一号

正応六(一二九三)年四月七日

東寺の荘園の一つ、安芸国新勅旨田から遅れてとどいた年貢について金額や配分方を記した文書です。最後のところに、まだ未納の一貫一八〇文について、「異国襲来のことで六波羅から武士が来て現地の船を押さえているため、梶取が七斗五升を支払わなければならなかったらしい、気の毒なので免除」とあります。

元寇は「文永・弘安の役」といわれるように文永一(一二七四)年と弘安四(一二八二)年の襲来が有名ですが、その後もなお緊張する事態がおこっていたことが、このようなちよつとした記述からわかります。いまの私たちは元軍の襲来は二度で終わったことを知っていますが、当時の人々はいつまたやって来るかわからなかったわけで、心配がやまなかつたのではないのでしょうか。

(端裏書)

「〔正応五〕」

新勅旨御米未進代錢支配

新勅旨御米未進分代錢支配事



合六貫百八十文内

見錢五貫文

衣服 〈廿八日半分〉

三聖人分六百元〈口別二百文〉

北面預二人分二百八十六文〈人別百卅三文〉

主殿百十七文

以上一貫六文

定錢三貫九百九十文

今才未進一貫百八十文

右、支配如件、

正応六年卯月七日 公文（花押）

所残一貫百八十文者、依異国事六ハラ下向之間、依有 point 船等事七斗五升梶取丸沙汰入之云々、不便之故令免之了

（な函 四一号）

## 六（年行事某書状案）

な函 三九号  
正応五（一二九二）年十一月一七日

東寺がもっている莊園のひとつ、弓削島莊はその支配をめぐって東寺と地頭との間で争いが続いています。そこで東寺は加治木頼平という人物を鎌倉に送り幕府での訴訟をまかせます。東寺では頼平に旅費や滞在費用を送って判決をまわっているのに、去年のうちには判決が出ず、それなら今年の春か遅くとも夏にはと思っているうちに、秋も過ぎてすで

に一月になってしまったという状況のようです。費用が莫大になっていたので一二月の裁判日が終わったら京都に戻ってきてくれと東寺から加治木頼平に伝えている手紙です。

平家を倒し、承久の乱に勝ち、実力で権力を獲得してきた鎌倉幕府ですが、京都の大寺院が人を送ってその裁判・判決を期待するような権威や正当性をそなえる存在になっていたことがわかります。

（端裏書）（頼平）

「加治木左衛門許へ遣状案（正応五、十一月十七日）」



弓削地頭非法ニよりて、可致訟訴由事、奉申付ニ  
まかせて、被致其沙汰候し事、五六ヶ年之間、  
寒暑をしのぎ御沙汰候しニよりて、去年五月ニ  
可為閑東御成敗之由、被預御注進候し間、即六月ニ閑  
東御下向候し旅粮并在鎌倉用途、契約之旨ニ  
まかせて、沙汰進候了、其後も連々沙汰進候き、さり  
とも、去年中ニハ可有御成敗の心地にて候しニ、空  
馳過候了、今年ニ成候しかハ、春の間敷、遅々候とも  
夏中ニハ事切候ハん敷之由、面々待入候つれとも、不然  
して、すてに秋すき、今月霜月まで延引候之間、  
宛申候所の用途ハ、去年よりして莫太ニ入候、日来  
令借用候之処の仁ハ、さのミハとて、不可叶之由申候、仍  
自此進候事、聊遅々のゆへ敷の間、替錢を取之由、  
被申送候し間、先々の借用物ハかなハす、面々ニ宛

申候て、廿貫文被申候し日限内ニ沙汰遣候了、

凡此沙汰事、加様ニ延引候はんニハ、借上之仁ハ申切候事

有ハ大事也、されハとて用途不進ハ、御経廻不可叶、

沙汰をいたさんとすれハ、諸衆の大事也、進退きハ

まる間、或鎌倉有縁之仁ニ申合て候へハ、可致

沙汰之由、預状申候者、而間其儀大切のゆへ□

申候、御辺の御沙汰事ハ、今年しハすの御物さた

候はんまで、其二御とうりう候て、被致沙汰候て、其

後ハ□可有御上洛候、しハす正月御物沙汰なく

候はんニ、つ□／＼御わたりも大事ニ候之上、自此用途

不宛進候、人の執沙汰候はんするか大切ニ候ニよりて、

かやうニ相計候、如此申候へハとて、御辺の御無沙汰の

儀にてハ、ゆめ／＼な□候、たゝ一向用途すきぬる

方、莫太ニ入候之上、今ハ尋いたす事不叶候之間、

けふさめ候て、如此相計候也、御身の奉公ニをき

てハ、不可申尽候へハ、当庄知行之条ハ無異儀候、

勿論事候也、不可有御不重候、日来も大切事ニ思

申候へハこそ、平野殿をも奉申付候へ、諸衆

の所存、無別意趣候也、猶々在鎌倉用途

大事之間、如此相計候、御物沙汰とゞまり候

□てハ、忿御上洛□□、自此下向之人ニ沙汰間

事、委御問答候て、文書等わたさるへく候

よし、諸衆申せと候之間、執申候、

□□□□

十一□

一一

(加治木カ) (頼平)

□□□左衛門殿

(な函 三九号)

## 七 伊予国弓削島莊雜掌加治木頼平関東下向料足結解状

と函 三七号

正応五(一二九二)年二月一日

京都に戻ってきた加治木頼平が、正応四(一二九一)年六月から翌年  
一二月までの鎌倉滞在にかかった費用と東寺から受けとった金額とを  
書き上げて供僧に提出した文書です。一日あたり一五〇文の他に小奉行  
をもてなした費用などを合わせて、およそ一年半の滞在で九三貫文とい  
う額になっています。途中、正応五(一二九二)年四月から閏六月八日  
までのあいだ東寺からお金が届かず、滞在費がなくなってしまうので、  
諸方からお金を借りるはめになったらしく、その利息もきちんと計上し  
ています。

(端裏書)

「弓削嶋雜掌結解状」

注進

関東下向事(正応四年六月十三日下着、在鎌倉用途解と状)

六月十七ヶ日分 二貫五百五十文(日別百五十文定)

七月小分 四貫三百五十文

八月小分 四貫三百五十文



九月大分 四貫五百文  
 十月大分 四貫五百文  
 十一月大分 四貫五百文  
 十二月小分 四貫三百五十文

已上二十九貫百文入了、  
 小奉行酒肴三貫致其沙汰了、

都合三十二貫百文

同五年在鎌倉用途事

正月大 四貫五百  
 二月小 四貫三百五十  
 三月大 四貫五百  
 四月小 四貫三百五十  
 五月小 四貫三百五十  
 六月大 四貫五百  
 潤六月小 四貫三百五十  
 七月大 四貫五百  
 八月小 四貫三百五十  
 九月大 四貫五百  
 十月小 四貫三百五十  
 十一月大 四貫五百  
 十二月大（但三ヶ日分） 四貫五十文  
 已上五十三貫五百五十文

宿料

正月ヨリ十一月ニ至マテ十二ヶ月分六貫文（但月別五百文定）  
 四月ヨリ潤六月八日ニ至マテ相節分断絶之間、方々借

用之利錢取之、仍利分一貫三百五十文返之、

都合六十貫九百

惣都合錢九十三貫文

自御寺沙汰給用途事（正応四年）

合

- 一 廿五貫内（夫賃二貫文除）頼平下向之時  
 定錢二十三貫文
  - 一 十貫内（夫賃一貫五百文除之、針小路殿替之）  
 定錢八貫五百文
  - 一 十六貫（大輔律師御房替之）
  - 一 三貫（大輔律師御房替之）
  - 一 廿貫（鑑取替之）
  - 一 廿貫（日光僧正御房替之）  
 当寺々役用途事
  - 一 百種二ヶ度二貫
  - 一 御湯用途四百文
- 已上錢九十二貫九百文入了、（但此外百文過進之）  
 右、注進如此、若此条偽申候者、当寺鎮守  
 八幡大※并大師三宝之御罰ヲ頼平 ※ボサツ  
 之身ニ可罷蒙之状如件、  
 正応五年十二月十八日 頼平（花押）

（と函三七号）

八 伊予国弓削島莊雜掌加治木頼平請文

ト函 一七号  
正応六（一二九三）年二月五日

いったん京都に戻った加治木頼平は二月になって、訴訟を続けるため再び鎌倉へ行きます。この文書はその前に東寺に提出した誓約書です。今回鎌倉に行って訴訟にのぞめばきつと勝訴の判決がでるはずで、その後は莊園現地で雑掌として支配管理をまかせてもらうことになりましたが、これまでの貢献をたてにして不当な振る舞いをするようなことは決してありません、と言っています。

いろいろな事情があつてこの誓約書が出されたのですが、まだ判決前なのにすこし気が早いようにも思います……



弓削嶋雑掌事、已積多年之功劳、都鄙致其沙汰候畢、今度関東下向仕候者、付是非定事切候歟、就之庄家知行之時、若券（募）多年之奉公、乍致不法懈怠、而可致庄口之沙汰之由、不可申自由違乱候、若有不法聞之時者、忿被糺明、事実者、不可依多年之奉公、早可被召改雑掌於他人候、仍請申之状如件、

正応六年二月五日 頼平（花押）

（ト函 一七号）

## 九 定厳書状

ル函 二五二号  
一二月一六日

鎌倉の加治木頼平から東寺に手紙が届きます。展示している文書は手紙を受け取った供僧定厳が翌日、他の僧に宛てて頼平の手紙の内容を伝えている書状です。頼平は去る四月、平頼綱が北条貞時に攻められて自害するという政変（平禅門の乱）に遭遇していました。その後、これまでの訴訟担当者が変えられたり、「徳政」との名目で訴訟を司る部署が三つに減らされ、しかしまたすぐ六つに増やされたりという状況でなかなか訴訟が進まない、と東寺に知らせています。北条貞時主導の路線変更をはからずも目撃することになったわけです。

また、鎌倉滞在費用がなくなりそうだったらしく、鎌倉から京都へ赴こうとしている人からお金を融通してもらったこと、その人が京都に着いたら東寺にお金を受け取りに行くので五日以内に渡してほしいということも東寺に知らせています。

「（礼紙切封ウハ書）

「（墨引）

月行事御中 定厳」



昨日（十五日）、弓削雑掌以専使申上候、此御沙汰

（杲円、平頼綱）

事、日来奉行依平禅門事、被改由事者、先度令申候了、惣御沙汰徳政之儀とて、三番二被縮候て、可為急速御沙汰之由、風聞候

し程二、其儀又被改候て、當時者六番二被成候、如此変々罷成候程二、于今此沙汰令延引候間、歎入候、然而、當時之御沙汰、以外きひしく候へハ、さりととも待入候、仍日々奉行之許へ罷向、致沙汰候也、能々可有御祈誠之由ヲ申送候、今年中二、御評定二可合之由ヲハ奉行申候、訴人者、如雲霞候、いかゝ候ハんすらんと存候へハ、當時者、御徳政之最中ヲ馮入候由、申候也、而御契約候し五結物、罷成冬季候者、可宛給之由、蒙仰候し間、御計を雖待入候、不然之間、術尽終候之程、不顧使者之煩令申候、或仁上洛之在京用途ヲ、関東にて替取由ヲ申候、其分彼仁京都落付候ハ、五ヶ日之内、可致沙汰之由申乞候て、替物取候了、任御契約之旨、可沙汰給候と申送候、兼又御約束之旨違約候て、以弓削之物可乞之由、平野殿年貢到来之時、可宛給歎之由、令申候しかハ、以弓削到来之物、可致沙汰之由候し間、其趣ヲハ、受戒者、関東下向之便宜ニ申遣候き、此使者路次にて罷逢之由申候、仍雜掌未此儀ヲハ不知かと覺候、此条、可為何様候哉、此条衆中ニ御披露候て、可有御沙汰候、恐々謹言、

(永仁元年)

十二月十六日

定敵

月行事御中

(ル函二五二号)

## 一〇 加治木頼平替銭請文案

永仁元(一二九三)年二月二日  
な函四二号

そのとき頼平が振り出した為替の写しが残されていました。鎌倉で頼平に五貫文を融通した人は頼平からこのような為替を受け取って京都へ持つて行き、それを東寺に差し出して五貫文を受け取る、ということになります。鎌倉から京都まで現金を持ち運んで道中危ない目にあうという心配はなくなるのですが、はたして本当に支払ってもらえるのかという別の心配がでてきます。

しばらくの間鎌倉に滞在しているに過ぎない頼平に五貫文を渡してしまつて、その代わりに、東寺へ持つていけば五貫文を支払ってもらえるという紙一枚を受け取る、というのはかなり危険な気がしますが、頼平にはそれを信用させるだけの裏づけがあつたのでしょう。

(端裏書)

「かへせにのうけふみのあん」

うけとるかへせにの事



あはせて五貫文者

右、くたんのかへせに、かまくらにて  
給候ぬ、かのせにのかはりハ、とうし  
のしつさうしのたいふのいかうの御

はうのもとより、五日かうちに、五貫文をさた

しまいらせられ候へく候、もし

いかなる事も候て、やくそくの

日をもすき候は、一はいのさた

をいたすへく候、よてのちのために、

しやうくたんのことし、

永仁元年十二月二日 　　よりひら 　　在

(な函 四二号)

## 一 一 関東事書案

京函 四八号の二、三

永仁五(一二九七)年三月六日

日本史の教科書で「永仁の徳政令」がとりあげられるときには東寺百  
合文書のこの文書が使われてきました。掲載されている写真をごらん  
になったことがあるのではないのでしょうか？

永仁の徳政令の条文は、南北朝時代の康永四(一三四五)年、良伊豆  
丸という人物から訴えを起こされていた下久世荘の百姓等が、自分た  
らの主張を裏付ける証拠として書き写して裁判で提出したため、たまたま  
今に伝わっています。特に有名なのが手放した土地の取り戻しに関する  
「質券売買地事」という条文です。鎌倉幕府が御家人のために出したも

のですので、御家人は手放した土地を取り戻すことができる、という趣  
旨で読むべきなのでしょうが、書き方がまずかったのか、人々の期待が  
大きすぎたのか、御家人であるうがなかるうがこの条文を根拠に土地を  
取り戻そうとしたようです。

## 関東御事書法

一 質券売買地事(永仁五年三月六日)

右、於地頭御家人買得地者、守本条、過廿箇年者、本主不及取返、  
至非御家人并凡下輩買得地者、不謂年記遠近、本主可取返之、

## 自関東被送六波羅御事書法

一 可停止越訴事

右、越訴之道逐年加増、奇(兼)置之輩多疲濫訴、得理之仁猶巨安  
堵、諸人佗僚職而此由、自今以後可停止之、但逢評議而未断事  
者、本奉行入可執申之、次本所領家訴訟者、難准御家人、仍云

以前棄置之越訴、云向後成敗之条々事、於一箇度者、可有其沙汰矣、  
一 質券売買地事

右、以所領或入流質券、売買之条、御家人等佗僚之基

也、於向後者、可從停止、至以前沾却之分者、本主可令領掌、但或  
成給御下文下知状、知行過廿箇年者、不論公私之領、今更不可有  
相違、若背制符、致符、有致濫妨之輩者、可被処罪科矣、

次非御家人凡下輩質券買得地事、雖過年記(紀)、売主可知行、

一 利銭出挙事



右、甲乙之輩要用之時、不顧煩費、依令負累、富有之仁、專其利潤、窮困之族、弥及侘僚歟、自今以後不及成敗、縦帶下知状、不弁償之由、雖有訴申事、非沙汰之限矣、次入質物於庫倉事、不能禁制、

(京函 四八号の二、三)

## 一二 野部友吉田地讓状

ヒ函 二二号の三

永仁五(一二九七)年六月二三日

## 一三 野部友吉田地売券

ヒ函 二二号の四

永仁五(一二九七)年六月二三日

ひとつは野辺友吉が土地を譲りを与えるという文書、もうひとつは同じく野辺友吉が土地を売り渡すという文書です。よくみると、どちらもおなじ日付で、相手もおなじ藤原氏女、目的の土地もおなじです。つまり土地を譲りを与えるという契約をするのと同時に売り渡すという契約もしているわけで、なぜそんなことをしているのでしょうか？

文書の日付、永仁五(一二九七)年六月二三日は鎌倉幕府から「質券売買地事」の法がだされた直後です。そして一二の譲り状には「関東御徳政間、讓状並売券二通二給内也」とあって、徳政への備えだということとがわかります。実際には売買をしているのですが、売買だと売主に土地を取り戻されてしまうかもしれないので、徳政の影響が及ばない無償の譲渡に見せることができるよう、買主が売主に讓状も書かせたのでしよう。もし争いになったら、買主は売買の文書は隠し、讓状のほうを盾

にして返さないと主張するつもりなのでしょうが、その左端に「本当は売買だけれども徳政の心配があるので讓状ももらっておいた」のように書いているのはどうでしょうか……後日、取り戻される心配がなくなつてから書いたのだとは思いますが。

(端裏書)

「佐井佐里田讓状」

讓渡進相伝私領田事

合老段者(在山城国紀伊郡佐井佐里、廿五坪自南四反目)

右、田者、友吉相伝私領也、爰藤原氏女由

緒甚深之間、限永代、相副本券六通、所

奉讓渡実也、但親父西妙於讓状

者、依有地類、不相副之、仍裏書了矣、

不可有他妨之状如件、

永仁五年六月廿三日

野部友吉(花押)

関東御徳政間、讓状并売券二通二給内也、

(ヒ函 二二号の三)

(端裏書)

「佐井佐里田券」



売渡進 私領田事

合老段者（在山城国紀伊郡佐井佐里、廿五坪自南四反目）

右、件私領田者、親父沙弥西妙重代相伝私領

三反内也、而依有直要用、直錢拾貫文仁、限永代、

相副本券六通、藤原氏女仁、令売渡進処也、但

所載券三反之内、自南三反目五反目等者、西妙存日

之時、讓与息女二人了、而於中四反目者、友吉

讓得之了、而於讓状者、依有地類、不相副之、仍

裏書了、若千万一仁違乱相違出来之時者、不過

廿ヶ日、可令弁納本直錢拾貫文者也、仍為向

後龜鏡、新券状如件、

永仁五年六月廿三日

売主 野部友吉（花押）

口入 野部氏女（略押）

（七函一二号の四）

#### 一四 尼慈快田地文書紛失状

エ函 九二号の八

#### 一五 尼慈快田地文書紛失状

セ函 一一号の一

元弘三（一一三三三）年一月一日

土地の証文がなくなつてしまひ、それに代わる新しい証文にするために書かれた文書です。たくさんの土地を列記した後に「去五月六七兩日、

六波羅大勢打入慈快之住坊七条、財宝以下悉令奪取之間、彼田地証文等同令紛失畢」と証文がなくなった理由を書いています。

一四には後半がないためこれだけだと年月日が不明なのですが、別の函に後半部（一五）がのこされていて、合わせて読むと、六波羅の大勢が打ち入ってきたのは元弘三（一一三三三）年の五月六日および七日のことだとわかります。五月七日は六波羅探題の北条仲時・時益が光厳天皇や後伏見上皇、花園上皇を奉じて鎌倉を目指して逃げた日で、まさに鎌倉幕府が倒れようとしているときのことです。

立申紛失状事

一所 式段

六条面堀河西

一所 参段半

北小路面道祖大路西

一所 式段大

北小路面堀河東（市町）

一所 小

七条坊門面大宮東（巷所）

一所 式段

北小路堀河西（イト云市町）

一所 参段

佐妻牛面道祖大路東（香呂寺ト云）

一所 参段半

清住寺七条面木辻自七条南（北野田）

一所 式段

八条坊門面解繩東

一所 参段半

唐橋堀河面南（北野田）

一所 参段

九条面大宮西（西寺田）

一所 小

針小路大宮面（巷所）

一所 式段小

八条面壬生西（平塚ト云、北野田）

畠屋敷

一所 口参丈式尺

奥南北式拾丈 七条面祖地南



一所 口參丈貳尺 奥南北拾伍丈參尺 七条面堀河東（南頰）  
一所 口貳丈貳尺 奥東西柒丈 七条西大宮面 七条北西頰  
一所 口貳丈伍尺（北野田） 奥東西拾貳丈伍尺 塩小路大宮面（東頰）  
一所 口壹丈參尺伍寸（北野田） 奥東西拾貳丈伍尺 塩小路大宮同所  
一所 口肆丈捌尺 奥貳拾丈西七条坊城自々々西南頰  
一所 口參丈捌尺 奥貳拾丈西七条坊城自々々西北頰

右、件所と者、慈快相伝之地也、而去五月六  
七兩日、六波羅大勢打入慈快之住坊七  
条、財宝以下悉令奪取之間、彼田地証文等同  
令紛失畢、雖然、相伝管領之次第無其隱之  
上者、任見聞之実、欲賜在地人証判申請諸官  
御署（署）備末代龜鏡、仍所立申如件、

（三函 九二号の八）

元弘三年（癸酉）十一月日 慈快（花押）

在地人 善藤（花押）

日奉延弘（花押）

定任（花押）

豪勝（花押）

隆快（花押）

浄円（花押）

南無阿（花押）

定快（花押）



件田島敷地等証文紛失事、

在地人等判形分明之間、加愚署耳、

左衛門権少尉中原朝臣（花押）

彼田島等券契紛失事、傍輩証判分明  
間、所並愚署也已、

防鴨河判官左衛門大尉朝臣（花押）

少判事兼左衛門権少尉朝臣（花押）

件田島等券契紛失事、傍輩

証判明白之間、加愚署耳、

左衛門権少尉中原（花押）

彼寺領等券契紛失事、傍輩

証判分明之間、並署耳、

右衛門権少尉中原（花押）

件券契等紛失事、傍輩証判、

分明間、並愚署而已、

西市正兼左衛門権少尉中原朝臣（花押）

彼券契等紛失事、面々証判炳焉之

間、並愚署而已、

少判事兼右衛門権少尉中原朝臣（花押）

件田嶋等券契紛失事、面々証判分明之

間、並愚署而已、

「大判事明清」

大判事兼明法博士左衛門大尉豊前守坂上大宿禰（花押）

「姉小路志明景」

左衛門少志坂上（花押）

（せ函一一号の一）

### 一六 播磨国矢野庄重藤名地頭寺田範兼讓状

せ函 武家御教書並達八号

正和二（一二三三）年九月一二日

鎌倉時代、御家人は主要な財産として土地を持っていました。このような土地を「所領」といいます。隠居や死去で相続があったときには、所領を相続した御家人は主人である鎌倉の將軍にその承認を求めます。その所領が自分のものであることを主人に認めてもらっていけば、人々がそれを無視して権利を妨げるようなことをしないでだろうと期待してのことです。

右兵衛尉（寺田範兼）が孫太郎範長に与えた譲り状の端にあるのがその承認の一文で、署名をしている相模守は北条高時、修理権大夫は金沢貞頭です。彼らが事実上鎌倉政権のトップですが、「依仰、下知如件」とあるように、あくまでも鎌倉將軍の仰せを受けてこれを伝える、というかたちをとっています。

（外題）

「任此状、可令領掌之由、依仰下知如件、

（北条高時）

正中二年五月四日

相模守（花押）

（金沢貞頭）

修理権大夫（花押）」

讓渡 孫太郎範長所

合

一、播磨国矢野庄重藤名地頭職田嶋山林・

例名公文職・大僻宮別当神主祝師職等事、

一、同国坂越庄内浦分堤・木津村嶋式町

地頭職事、

一、同国福井庄東保上村地頭職内小河原屋

敷田嶋事、

一、備前国光延・国富兩名内屋敷壺所并田

嶋（坪付在別紙）事、

一、摂津国頭陀寺地頭職内友定・四郎兩名事、

以上五箇所

右、所領等者、範兼相伝当知行無相違之地

也、爰於重藤名地頭職・同例名公文以下

所職等参分壺者、依有志、姪源氏（字、千代）所讓

渡也、此残并所々所帯等者、相副関東・



六波羅御下知御下文以下手継証文等、為家督

範長仁、永所譲与也、更不可有違乱煩、譲于

舍弟範夏・良兼并女子坪々者、為範長之

計可渡也、但女子分老期之後者、可付惣

領分也、云御公事、云御年貢、無異論、可致沙汰、

仍為後日讓狀如件、

(寺田範兼)

正和二年九月十二日 右兵衛尉(花押)

(せ函 武家御教書並達八号)

### 一七 北条高時卷数返事

嘉曆三(一二三二)年二月二十九日

ヒ函 三六号

東寺の僧侶の役割の一つが時の権力者のために祈禱をおこなうことです。鎌倉幕府の執権である北条高時のために歳末の祈禱をおこない、高時が東寺にその礼を述べているのがこの文書です。「沙弥」としかありませんが、その花押は一六の「相模守」の花押と同じです。そのため、この文書の差出人が北条高時だとわかります。

このような高みにあった北条高時ですが、それから十年しないうちに反幕府勢力との戦いに敗れ、一六の金沢貞顕や一族らとともに鎌倉の東勝寺で自害することになります。

東寺歳末卷数、給

候了、為悦候、謹言、

「嘉曆三年」 (崇鑑、北条高時)

十二月廿九日 沙弥(花押)

(ヒ函 三六号)



### 一八 後醍醐天皇綸旨

せ函 南朝文書九号  
元弘三(一二三三)年六月十九日

### 一九 後醍醐天皇綸旨

せ函 南朝文書一〇号  
元弘三(一二三三)年七月二日

### 二〇 後醍醐天皇綸旨

ヤ函 二一号の一  
元弘三(一二三三)年七月七日

### 二一 後醍醐天皇綸旨

あ函 一三号  
元弘三(一二三三)年八月四日

### 二二 後醍醐天皇綸旨

ヒ函 三七号  
元弘三(一二三三)年九月一日

鎌倉幕府が倒れた後、新たな日本の治者となったのは後醍醐天皇でした。一八〜二二は後醍醐天皇の意向を受けて側近が出した文書で、東寺がこれまで支配してきた荘園について東寺の権利を認めたり、あらたに荘園を与えたりしています。元弘三(一二三三)年の六月から九月にかけての短い期間に、百合文書の中だけでもこれだけの数が残っています。

他の多くの寺社や公家なども同様の論旨を得ていたはずですので全部を合わせると膨大な数になるでしょう。

莊園に対する権利は時の権力者に文書で認めてもらっておくことが大切で、論旨を求めて後醍醐天皇のもとに寺社や公家が殺到しているところに体制の一変がうかがわれます。

撰津国垂水庄事、

奏聞之處、止濫妨、可全  
寺用之由、可令下知給之  
旨、

天氣所候也、仍上啓如件、

(中御門)

元弘三年六月十九日 左少弁宣明

(道意)

謹上 勝宝院僧正御房

(せ函 南朝文書九号)



元弘三年七月二日 左少弁 (花押)  
謹上 東寺供僧等御中

(せ函 南朝文書一〇号)

丹波国大山庄地頭濫妨

事、 奏聞之處、止其  
妨、可令全所務給之由、  
天氣所候也、仍上啓如件、

(中御門)

元弘三年七月七日 左少弁宣明

謹上 東寺供僧等御中

(ヤ函 二二号の一)



播磨国矢野例名

内重藤名并那波佐方

等、知行不可有相違者、  
天氣如此、仍上啓如件、

(中御門宣明)

元弘三年八月四日 左少弁 (花押)

謹上 東寺供僧等御中

(あ函 一三号)



当寺領若狭国太良庄

地頭濫妨事、 奏聞

處、止其妨、可令全寺用給  
者、

天氣如此、仍執啓如件、

(中御門宣明)

(封紙上書)

「謹上 東寺長者僧正御房 左少弁宣明」

丹波国大山庄・備中国

新見庄・若狭国太良

庄等地頭職、永代所被付

当寺也、致知行、可專

興隆之由、可令下知供僧

中給者、

天氣如此、仍上啓如件、

(中御門宣明)

元弘三年九月一日 左少弁(花押)

(真光院成助)

謹上 東寺長者僧正御房

(七函 三七号)



(端裏書)

「御申状土代」

(袖書)

「此土代者、可有御用捨候、」

東寺領若狭国太良庄雜掌謹言上

為同国御家人恒枝保公文清水五郎信康

押領当庄田地、出承伏田地注文上者、早仰

御使、任信康注文旨、押領田地於当庄可被打渡当

庄由、被成下 国宣、至信康者、欲被処 勅

裁違背罪科、子細事、

副進

一通 信康押領田地之承伏状案(建武元、三月廿日)

一通 田地坪付注文案(出信康之)

(北条高時)

右、如信康承伏、当庄地頭職者、為相模禪門之跡、

永代御寄附当寺 綸旨、去年九月一日被□下

畢、然而信康奉違背 勅裁之、出自由田地注文、

致違乱於庄田之条、不輕罪科、所詮信康之任注

文之旨、仰御使、押領田地於当庄被打渡、□□

至信康者、可被処違 勅罪科之由、為被成下

国宣之、謹言上如件、



### 二三 若狭国太良庄雜掌申状案

建武元(一二三三四)年四月日  
多函二八号の一

二二で後醍醐天皇から東寺に寄進された権利の中には若狭国太良庄の地頭職が含まれていました。この地頭職は「相模禪門之跡」、つまりもとは北条高時がもっていたもので、後醍醐天皇はこれを取り上げて東寺に与えていました。

建武元年四月日

(ゑ)函 二八号の一)

## 二四 若狭国太良荘雜掌申状案

は函 九三号  
建武二(一三三五)年

その北条高時はこの文書では「高時法師」と書かれています。実名に法師をつけて呼ぶというのはことさら相手を軽んじようとする文脈で使われるものです。

この文書は新政権の裁判所に出すものですから、ある種のテクニクとしてこのように書いているのかもしれませんが、一五のように、歳末に祈禱をおこない、その札の手紙をもらうような関係にあった北条高時をこのように書いてしまうと、こんなところにも体制が一変してしまったことがあらわれています。

(端裏書)

「御申状土代」



東寺領若狭国太良庄雜掌謹言上

為同国高時法師跡東郷地頭中野民部房頼慶

奉違背嚴蜜(密)御 綸旨成違乱於当庄田地条無

謂子細事

右、於当庄地頭職者、為同高時法師之跡、為御祈禱料

所之、去元弘三年九月一日、永代御寄符之被成下御 綸旨

間、知行于今無相違之者也、然而前代者、東郷并当庄

共以雖為關東領之、為給主各別、於東郷者、北斗堂珍

忍法印給之、至当庄地頭職者、去正安四年、自關東公

文所、被差下内檢使武市道森房儀円之、被遂田畠

実檢之、被結定徳分物等之、竹向方被給之、知行畢、竹向方

上表之後者、工藤六郎左衛門尉貞景給之、任竹向之例、

二十余ヶ年知行之、雖然珍忍法印於当庄田畠等者、

曾以不成綺之者也、且如此子細、東郷沙汰人・百姓等存知之

事也、然而中野民部房頼慶不顧所務先例、無跡形

構不実、寄事於珍忍法印之跡、掠申 綸旨 御牒

国宣之、成違乱於当庄田地之条、企造意太以無謂者也、

所詮被停止頼慶乱妨之、早任所務先例之、如元不可有

相違之由、為被成下 綸旨 御牒 国宣之、粗言上如件、

建武二年とこと

(は函 九三号)

## 二五 雜訴決断所牒案

ゐ函 一八号の五

建武元(一三三四)年三月二七日

## 二六 雜訴決断所牒案

ゐ函 一八号の六

建武元(一三三四)年三月二七日

為政者に期待されている仕事の一つが所領をめぐる争いを裁くことです。建武の新政権では「雑訴決断所」を設けてこれをおこないました。若狭国太良荘の雑掌も早速、直阿という者たちによる不法な土地の支配をやめさせるために雑訴決断所に訴えていました。

展示の文書は原本ではなく写しですが、雑訴決断所から土地を雑掌に引き渡し、直阿らを捕まえて都に連れてくるよう、若狭国衙と守護所それぞれに指示をしている文書です。

雑訴決断所 牒 若狭国衙

当国太良庄雑掌申、直阿以下輩

濫妨狼藉事、

解状（具書）

牒、沙汰居雑掌於庄家、宜召進直阿以下

交名輩之状、牒送如件、故牒、

建武元年三月廿七日 左大史小槻宿禰 在判

左少弁藤原朝臣 在判

（ゐ函 一八号の五）

雑訴決断所 牒 若狭国守護所

当国太良庄雑掌申、直阿以下輩

濫妨狼藉事、

解状（具書）

牒、沙汰居雑掌於庄家、宜召進直阿以下



交名輩之状、牒送如件、故牒、

建武元年三月廿七日 左大史小槻宿禰 判

左少弁藤原朝臣 判

（ゐ函 一八号の六）

## 二七 源盛信請文

ウ函 一四六号

六月二八日

雑訴決断所の指示が届くと、国衙は目代に、守護所は守護代にそれぞれ指示を下ろします。その後はどうなるのか？ということがわかる文書が残っていました。雑訴決断所から順々におりてきた指示の実行にあたった源盛信という人物が作成した報告の原本です。

盛信は直阿らを捕まえて都に送れという命令を受けて現地に行ったものの、直阿の子季兼から誓約書が出されたため、彼らを捕まえることはせず、その文書を提出することに留めたようです。

そもそも、直阿らは相当の実力があるからこそ荘園に濫妨をしているわけで、雑訴決断所の命令を持つているとはいえ、よその人間が現地に乗り込んで彼らを捕まえるにはかなりの覚悟が必要でしょう。そのため、ことを荒立てず、季兼から誓約書を受け取ってそれを上に提出し、一応務めを果たしたことにした、というところではないでしょうか。

（端裏書）

「□□十三」



若狭国太良庄雑掌申、直阿狼藉

事、交名人等若狭次郎入道直阿・同子息

季兼・渡辺中務丞・東郷公文六郎入道

願成・子息右衛門太郎以下輩、任決断所

牒旨、不日可召進之由事、去三月廿七日

御牒謹下給候畢、任被仰下候之旨、

欲召進不日彼交名人等之処、直阿子息

季兼請文如此、以此旨可有御披露候、

恐惶謹言、

六月廿八日 源盛信〈請文〉

(ウ函 一四六号)

## 二八 真言院後七日御修法請僧交名

ろ函 三号の二五

建武三(一三三六)年

鎌倉幕府の打倒は後醍醐天皇がひとりでおこなったわけではなく、様々な思惑をもつ多くの人の動きが集まったものでした。新体制となつてしばらくすると今度はこれらの人々の間で争いが起こってきて、なかでも後醍醐天皇と足利尊氏はとうとう軍事的な衝突を起こしてしまします。建武二(一三三五)年一月、朝廷が鎌倉に滞在している尊氏の追討を決め、新田義貞を送り込むと、尊氏は対抗して京都へ向けて軍を進め、建武三(一三三六)年正月一〇日には京都に入り攻撃をおこないません。

二八は後七日御修法という正月恒例の行事で作られる文書の裏面で、ちようどこの行事をおこなっているときに尊氏の京都侵攻があつて、きちんと御修法を終えることができないまま天皇のいる比叡山に逃れたと書かれています。

建武三年真言院後七日御修法請僧等事

阿闍梨法務大僧正法印大和尚位弘真

憲什法印権大僧都〈息災護摩〉

源全権少僧都〈聖天供〉

定愉権少僧都〈十二天供〉

隆賢権律師

忠禅阿闍梨

教潤阿闍梨

道誉阿闍梨〈舍利守〉

大行事権上座栄秀

本供物請乙王丸

以前、交名如件、

(裏書)

「八日、任例始行御修法、但十日、逆

徒乱入京洛、聖主臨幸山門之

間、兼雖存儲、臨期物念、不及統

一紙之交名、返渡道具於本寺、奉

随 天蹕畢、而今得正平勲修之



便宜、令注置建武請僧之名字耳、

(ろ函 二号の二五)

## 二九 比丘尼良明敷地文書紛失状案

京函 七二号の二

建武三(一三三六)年八月日

後醍醐天皇は足利尊氏の攻撃を受けて比叡山に逃れることになったものの、新田義貞が足利直義や高師直と戦いつつ都に攻め上ってきて巻き返すことになりました。そのときの戦いにまきこまれてしまった人の文書が残っていました。

二九は土地の証文をなくした比丘尼良明が、それにかわる新しい証文にするために書いた文書の写しです。良明は祇園中路にある寺の蔵に土地の証文をおいていたのですが、建武三(一三三六)年正月一七日、その寺に軍勢が乱入し、蔵を打ち破って仏具聖教などを奪い取っていき、そのとき良明の文書も紛失してしまいました。

後醍醐天皇と足利尊氏の都をめぐる攻防がこんな風に古文書のなかに記録されているのです。

立申 紛失状事



右子細者、法性寺柳原(自一橋北)西頼敷地、(口南北武拾参丈五尺、奥東西参拾陸丈五尺)、  
為良明(迎摂院尼衆)相伝之私領、于今当知行敢無相違地也、而

於手継証文等券契者、祇園中路納置迎摂院  
庫蔵之処、今年正月十七日、世上動乱之刻、軍勢等乱入  
寺内、打破寺庫、奪取仏具聖教以下資財雜具、同  
時令紛失畢、此条近隣無隠上者、早任傍例、且賜近  
隣御証判、且為祇園領内之上者、諸社家証明、為備  
向後之亀鏡、紛失状如件、

建武参年八月 日 比丘尼良明判

沙門円秀判

散位藤原信藤判

法印頭詮判

法印暉(静)晴判

件文書紛失事、近隣人々并祇園執行暉晴  
法印并頭詮法印等、証判分明之間、依為当社  
寄檢非違使就望申与判而已、

曆応三年十月十日

左衛門少尉中原朝臣(在判)

高倉判官章世

(京函 七二号の二)

## 三〇 足利尊氏御判御教書

せ函 足利將軍家下文四号  
観応元(一三五〇)年七月二八日

足利尊氏が、凶徒退治のための祈祷をするよう東寺に求めた文書です。このとき、美濃国の敵が近江に迫ってきていて、尊氏は子の義詮や側近の高師直を発向させていました。義詮らは戦いに勝ち、敵の大將を生け捕りにして八月二〇日に京都に戻ってきましたが、一〇月になると九州で敵が蜂起し、今度は京都は義詮にまかせて尊氏と師直が西に赴くこととなります。

(端裏書)

「等持院殿御祈祷御教書六通」



凶徒対治祈祷事、  
近日殊可被致精誠之状  
如件、

(足利尊氏)

観応元年七月廿八日 (花押)

東寺供僧御中

(せ函 足利將軍家下文四号)

### 三二 足利義詮御判御教書

せ函 足利將軍家下文七号

正平六 (一三五二) 年十一月一六日

花押の主は尊氏の子で室町幕府の第二代將軍、足利義詮です。「正平六年」とありますが、「正平」はこれまで戦ってきた敵の南朝方が使っ

ている年号で、北朝の年号なら観応二年となるところです。南朝とのあいだに和睦が成立していることがこのようなかたちで現われています。

(端裏書)

「御祈祷御教書」



天下静謐祈祷事、殊  
近日可致精誠之状  
如件、

(足利義詮)

正平六年十一月十六日 (花押)

東寺々僧中

(せ函 足利將軍家下文七号)

### 三二 小槻国治書状

フ函 二三号

(正平七 (一三五三) 年) 閏二月二五日

南朝と北朝・尊氏との間でいったんは和平が成立したものの、南朝側は尊氏の力をそごうとし、尊氏は対抗していた弟直義を降伏させたのでもはや南朝を頼る必要がなくなり、旧来の争いが再燃しつづきました。この文書はちょうどその頃のもので、手紙の主の小槻国治は若狭国から東寺をおとすれようとしていたのですが、和睦ご異変のため、近日中に合戦になるらしいと聞いて上洛をやめて引き返したとか、「くつれ坂」

というところでは既に合戦が始まっているらしいなど、緊張した状況が記されています。

(札紙切封ウハ書)

「(墨引)」



就今度之御状企上洛、既国堺まで  
罷出候之処、和睦御違変之間、近々  
可有合戦之由、自或仁之方申下候之間、  
自路次引返候、且其段為申入、  
召具候若党を一人進上仕候之処、  
くつれ坂と申候所にて、はや合戦  
始候之由聞候て、合戦最中難儀候  
間帰国候、折節世上依伝(転)変候、上洛  
延引、返々無心本候、所詮近日  
国之様若上洛も延引仕候事もやとて  
捧愚状候、請文案文を委細被遊  
候て、如案文明真房前にて仕候はん事  
何様候乎、然者先賜案文、以代官可進上  
自筆請文候、  
一 当庄地頭職者、為得宗闕所、御寄附  
寺家候歟、得宗以前者稲庭権守所領云々、  
彼稲庭権守後(従)類若狭二郎と申候者、先年  
為官方、きらゝ坂にて討死了、然間於

官方者、無双軍忠者候、何様一統の  
御代候者、濫妨候へしと存候之処、去弘国  
年中二、七ヶ所安堵仕候随一にて候之由  
承候、爰如去年正平六 九月廿八 綸旨者、  
不可有相違候歟、雖然彼若狭二郎当国  
国司一族候、随而扶持之由承及候、三宅之  
入道無謂押領之上者、先彼禅門名字  
にて御訴候、制札 綸旨を御申候て、小野  
僧正之御房、御書を国司方へ被遣候者  
能候ぬと存候、但国司一族にても候へ、縁者に  
ても候へ、御宛文たに給候者、入立候ましく  
候へとも、為問答之用意申候、恐惶敬白、  
(正平七年)

壬二月廿五日

小槻国治(花押)

(フ函二三号)

### 三三三 室町幕府禁制

観応三(一三五二)年三月一八日

亦函二七号の一

近江守として花押を据えている人物は、足利義詮配下の武将、京極秀綱です。正平の年号をやめて観応の年号を使っており、一時は成立していた南北朝の和平がすでに破れてしまっていることがわかります。

制札

東寺々領等事

右、於当寺領山城国押師庄・院町・久世上下庄・上桂庄・同寺辺水田等者、軍勢并甲乙人等、不可致濫妨狼藉、若有違犯之輩者、可被処重科之状、依仰下知如件、

観応三年三月十八日（京極秀綱）

近江守（花押）

（ホ函 二七号の一）



### 三四 山名時氏禁制

せ函 南朝文書一九号

正平八（一二三三）年六月一日

山名時氏が配下や諸人に対して東寺内で乱暴狼藉をおこなってはないと命じている文書です。

時氏は、足利直義と高師直が争っている頃、はじめは師直方につき、直義が京都を出て師直・師泰の討伐を訴えて挙兵し南朝に従うと今度は直義方に与して自らも南朝に従い、直義の死後はいったん幕府に従うものの、山陰で反幕府の姿勢を見せるなど、態度がなかなか定まりませんが、六月九日には南朝の楠木正儀らとともに洛中に攻め入り、足利義詮を追い出して京都を占領していました。

南朝方の軍が京都を退く七月末まで、京都では南朝の正平の年号が使われます。

（端裏書）

□□□□□

禁制

東寺

右、於当寺、当手軍勢甲乙人等、不可致濫妨狼藉、若有違犯之輩者、可処罪科之状如件、

（山名時氏）

正平八年六月十五日 前伊豆守（花押）

（せ函 南朝文書一九号）



### 三五 金蓮院真聖敷地券契紛失状

イ函 四五号

文和三（一二三四）年七月日

東寺の供僧である真聖が土地の証文をなくしてしまったため、新しい証文とするために作成し、寺内の僧の証判も添えて、官からの認証を得ている文書です。

去年六月九日、宮方の大勢が洛中に乱入したとき、悪党人が東寺の坊中に押し入って資材雑具を捜し取っていき、その際証文もなくなったと書かれていて、三四の山名時氏らによる京都侵攻がこのようなところに現われていました。

立申 敷地券契紛失状事、

右、七条坊門町東北類、〔口肆丈陸寸、奥柒丈陸尺〕同坊門町北東類、

〔口肆丈壹尺、奥拾肆丈四尺〕彼兩所敷地者、為真聖相伝之地、數十年

管領、

敢無子細、仍所帶文書等炳焉也、而真聖居東寺供僧

職、送多年之間、且為奉謝大師之報恩、且為成二世之

悉地、為每年三月廿一日御影供百種料足、以彼地子

上分、永令寄附御影堂畢、爰去年〔文和弑〕六月九日、

官方大勢乱入洛中之時、処々悪党人等、打入東寺

坊中、搜取資財雜具之刻、件敷地等券契以下、於

金蓮院坊〔針小路櫛笥〕同令紛失畢、其段、云近隣、云寺中、更

無其隱者也、凡於当知行者雖無相違、向後、若称有彼券

契等、於彼敷地、有致違乱之輩者、被処盜犯之重科、

可被申行所当罪科、然者為後証、申請寺中并近

所存知人々証判之上者、賜諸官連署、為備末代之

龜鏡、所立申紛失状如件、

文和參年〔甲午〕七月 日 法印真聖〔花押〕

權少僧都亮忠〔花押〕

權大僧都深源〔花押〕

權少僧都行賀〔花押〕

權少僧都忠救〔花押〕

件券契紛失事、以右国守吉光、同国守吉長等、



相尋連判輩之処、紛失之条、無子細之間、並愚署而已、

〔勢多大夫判官章兼〕

左衛門少尉中原朝臣〔花押〕

彼地券紛失事、傍輩証判分明、仍並

愚署而已、

〔正親町大夫判官章有〕

左衛門大尉中原朝臣〔花押〕

〔正親町新判官〕

左衛門少志中原〔花押〕

件地券紛失事、面々証判炳焉之間、

加愚署而已、

〔大判事姉少〔小〕路大夫判官明成〕

大判事兼明法博士左衛門大尉伯耆權介坂上大宿禰〔花押〕

〔姉少〔小〕路新判官明景〕

防鴨河判官左衛門少尉坂上大宿禰〔花押〕

彼地券紛失事、傍輩証判分明、仍並

愚署而已、

〔四條坊門大夫判官章世〕

明法博士兼右衛門大尉安芸介中原朝臣〔花押〕

〔イ函 四五号〕

### 三六 足利尊氏御判御教書

廿函 足利將軍家下文一八号

文和四〔一三五五〕年七月一八日

武将が東寺に祈禱を命ずるのは戦の時だけではありません。この文書では、足利尊氏が義詮の子、自分にとつては孫にあたる千寿王丸の具合が悪いことを心配して東寺に祈禱を頼んでいます。千寿王丸はまだ五歳だったのですが、この後二二日に亡くなります。

千寿王丸祈禱事、  
近日殊可被致精誠之状  
如件、

文和三年七月十八日 尊氏（花押）  
東寺々僧御中



### 三七 学衆方評定引付

東寺には地方の荘園だけではなく、洛中にも八条院町という所領がありました。鎌倉時代に後宇多院から寄進されたものです。

職人や商人が住み、ずいぶん賑わった地域のようにですが、長く続く戦の間に、家を壊されて資材として軍陣に持っていかれたり、あるいは焼き払われたり、家内の財産を奪われたりといった被害を受けて荒廃し、住人も他所に逃げてしまったようです。学衆方の供僧はこの日の会議で、この地域の復興策を話し合っていました。

△函 二九号  
文和四（一三五五）年

四月二日

清我（他住） 深源 杲宝（遠行） 行賀（遠行）

亮忠 弘雅（他行） 杲巖 弘意

禅聖（他住） 定伊 栄宝

（中略）

一 院町事、依此動乱、或百姓住屋、或被壊渡于

陣中、或被焼払、逢追捕等条、六条以南更無其隠之間、百姓等依難安堵

地下、在々処々隠居之作法也、雖然、為

寺家又此地更非可被打捨之間、被定規式

可相触地下之由、雜掌計申之、其法度者、

夏地子之分可有御免、念立歸于本处、

造家敷作帛敷、宜任本人之意、冬地子

以前令安堵下地、可全公平之由、以雜掌

飯田房相触之了、重又四月十三日以公文所並年預

定使等、此分相触所残留之百姓等之処、可伝仰自余輩之

由、百姓返答畢云々

（後略）

（△函 二九号）

### 三八 八条院々町地子帳

△函 二一号

元応元（一三一九）年六月



戦乱前の八条院町の様子がわかる文書が残っています。三七よりも四〇年ほど前のもので、どこの誰からどれだけ地子を徴収すればよいのかわかるように東寺が作成したものです。

絵図とリストをあわせたようなかたちになっていて、梅小路や八条室町、西洞院などの通りにそって人の名前が書かれており、この辺りにこういう人が住んでいた、ということがわかります。ここに名前がある人たちは、後にやってくる戦乱で町が荒廃してしまうなどとは想像もしなかったのではないのでしょうか。

(前略)

北 八条坊門

※上部分に「西室町面」



又次郎 六十文〈同十二月廿三日〉  
性心 百文〈同十二月廿七日〉  
〈号祖〉  
妙蓮 八十文〈同十二月廿七日〉  
又三郎 二百文〈同十二月十一日〉  
覚法 八十文〈同十二月廿七日〉  
彦三郎 百四十文内〈六十五文、同十二月廿七日、未進七十五文、但去年請取之云々〉  
理証尼 百文〈同十二月廿三日〉

文勸入道 二百文〈同十二月廿七日、但此内五十文 元応元六

十一弁之〉

〈号尼〉

経阿ミ 百文内〈五十文、同九月廿九日、五十文、同十二月

廿六日〉

西心 百五十文〈同十二月廿九日〉

長春 百七十文〈同十二月廿五日、又七十文、元応元六十

一弁之、然者二百四十敷〉

善仏 二百文〈同十二月廿九日〉

覚心 二百文〈同十二月廿二日〉

与三 二百文〈同十二月廿二日〉

伊与 二百六十文内〈二百文、同十二月廿二日、六十文、

元応元六十二〉

智阿ミ 二百五十文内〈百五十文、同十二月卅日、百文、文

保三年三十八〉

〈東ノツラノ番匠ノ許ニアル物敷〉

又次郎 九十四文

善阿ミ 二百文内〈百四十二文、同十二月廿二日、未進五十

五文、但去年請取之由、行得申之〉

〈又了意〉

妙阿ミ 百九十文〈同十二月廿七日〉

大進房 二百文〈同十二月廿九日〉

善願 百文〈去年請取之由行得申之〉

右馬允 三百文〈同十二月廿日〉

四郎太郎 百廿文〈同十二月十三日〉

戒心 百五十文〈去年請取之由行得申之〉  
右兵衛尉 二百文内〈百文、同十月廿八日、百文、未進〉  
教阿ミ 二百文〈同十二月十四日〉  
修賢 二百文〈同十二月十三日〉

南梅小路

南梅小路

※上部分に「東室町面」

行妙

三百六十文内〈二百文、同十二月廿七日、百六十文、元応元 六 十一〉

孫次郎

三百文内〈二百文、文保三年二月廿八日、百文、未進〉

丹屋

三百文〈同十二月廿八日〉

蓮曉

三百文〈同十二月廿二日〉

又石

三百文〈同十二月廿二日〉

法阿ミ

二百文〈同十一月廿六日〉  
四百文内〈二百六十文、同十二月廿七日、百卅七文、元応元 六月十一日〉

孫太郎

三百文〈同十二月廿二日〉

蓮法

五百文〈同十二月廿二日〉

〈又蓮性トモ云〉

本阿ミ

三百文〈同十二月廿二日〉

蓮阿ミ 二百文〈同十二月廿二日〉

美濃法橋 二百五十文〈同十二月廿二日〉

阿念 二百五十文〈同十二月廿二日、於五十文者執筆謬敷、二百文云々〉

薄

箱屋 二百文〈同十二月廿三日〉

〈又猪熊、下人名〉

石井女 六百文内〈五百五十文、同十二月十八日、五十文、未進、但去年請取之由行得申之〉

円心 四百文〈同十二月十八日〉

後家尼 三百文〈同十二月廿九日〉

又五郎 三百文〈同十二月廿七日〉

助三郎 二百文〈同十二月〉

左衛門次郎 三百五十文〈同十二月十三日〉

刑部三郎 四百文内〈三百五十文、同十二月廿九日、五十文、元応元 六 十一〉

アクリ女 二百卅文内〈二百文、同十二月廿八日、卅文、元応元 六月十一日〉

願阿ミ 四百文〈同十二月廿八日〉

刑部次郎 二百廿文〈同十二月六日〉

戒阿ミ 四百九十文〈同十二月廿七日〉

北 八条坊門

(後略)

(一函 二二号)

三九 法勝寺執事法眼慶承書状

フ函 四九号  
永和三（一二七七）年九月二八日

慶承という人物が花厳院御房（弘雅）にあてて出した書状です。あいさつの後で、宝莊嚴院敷地の図面を書き写して送ったと述べ、太平記二帖をたしかにお返ししますとも述べています。

太平記は鎌倉幕府の滅亡、建武の新しい体制、南北朝に分かれての抗争、武家や公家の人々の盛衰などを描くものがたりです。慶承のいう太平記が今の私たちが知っている太平記と同じものなのかどうなのかはわかりませんが、この書状が書かれたときには、展示の一四以下で触れた時代は、物語として書物の中に記される過去のものになっていました。

（礼紙切封ウハ書）

（墨引）

『永和三年九月廿八日

法勝寺執事公文慶承法眼状（宝庄嚴院敷地指図事）』

花厳院御房

慶承



依無指事、久不啓

案内、自然懈怠、背本

意候、但非心中等閑

儀候、定御同心候歟、

抑宝庄嚴院差図

写進候、彼表書以自

筆書載候、送旬月遅

引、恐恨之至候、兼又

太平記二帖、慥返進仕候、

不思懸御籌策、恐憚

入候き、他事期後時候、

恐惶謹言、

「永和三」

九月廿八日 慶承

（フ函 四九号）

## 明治時代の「東寺百合文書」

東京大学史料編纂所の「起源」ともいべき史料編輯<sup>へんしゅう</sup>国史校正局が設置されたのは、明治二二（一八八九）年三月のことです。その直後には、「修史八万世不朽ノ大典」とする明治天皇の勅書が三条実美に下され、史料編纂事業が本格化していきます。さらに、これに伴う史料採訪は、その後の何度かの組織改編を経て引き継がれていき、やがて全国的な展開を見せることになりました。

この史料採訪の一環として、明治一九（一八八六）年八月、当時の内閣臨時修史局編修・星野恒は佐々木浚とともに東寺を訪れ、東寺百合文書をはじめめとする東寺伝来の膨大な古文書群と対面しました。このときの経過などについては、「採訪日記」（展示番号八一）の中で詳しく触れられており、また「史料編纂始末」（展示番号八二・八三）にもその前後の記録が残されています。そして、この史料採訪の成果の一つとして「東寺古文書目録」（展示番号八四）と「史料蒐集<sup>しゅうしゅう</sup>目録」（展示番号八五・八七）が残され、さらには影写本の作成へとつながるのです。

近代以降の日本中世史研究は、この影写本を基礎史料として発展してきたと言つても過言ではありません。ここでは、東寺百合文書影写本とその関連資料を展示し、明治の人たちが貴重な歴史資料を未来につなごうとした軌跡の一端をご紹介します。

## 明治一九年の史料採訪

明治一九（一八八六）年八月一〇日、内閣臨時修史局（後の東京大学史料編纂所）の星野恒は同局の佐々木浚を伴って東京を出発、船や汽車を乗り継いで同一二日に京都に到着しました。このとき星野たちは京都府・大阪府（このときは奈良県を含む）・滋賀県の二府一県の史料調査を命じられており、同年一二月一四日に東京に帰るまで、社寺等を中心とした各地の史料所蔵者を精力的に訪ねています。京都府内に限って言えば、京都府職員の協力を得ながら、特に社寺等が多い京都市域はもとより、府北部の諸郡に至るまでおよそ二箇月弱の日数を要して調査を行いました。

このときの「復命書」の中で星野は、「凡ソ京都府下搜索スル所ノ神社六十三、寺院二百七十六、人民七十六〇此内三十七社、百十七寺、十九人ハ書類ナシ、或ハコレアルモ採ラス、採ル所ノ文書一万二千七百八十四通、書籍九百十二冊、巡回ノ里程百七十八里余、日数五十八日トス」と記しています。後に示すように、このときの文書数には東寺の古文書は含まれていないか、含まれていたとしても一部であろうと思われる。

## 八一 採訪日記

東京大学史料編纂所蔵

「採訪日記」は明治一九年の史料採訪の詳細を記録したもので、東寺には八月二七日・二八日に訪れていることがわかります。二七日に「文書ノ多キ京師二冠」たる東寺を訪れた星野恒は、寺僧に対して百合文書の詳細を尋ねますが、一部の函と目録しか示されず、重ねて「必百函アラン事<sup>おも</sup>を意ヒ之

ヲ推問」したところ、誰もその実態を把握していませんでした。さらに自ら桐箱の蓋裏を確かめ、貞享年間に前田綱紀が「櫃壹佰ヲ寄附セシ」ことが書かれていることを知ったことから、改めて文書の全体像を問いただします。すると寺僧からは、自分で書庫に入つて調べてほしいと言われ、翌日、再び東寺を訪れて「文庫ニ就テ書函ヲ検」します。その結果、「函伊呂波ヲ以テ号ト為シ真名仮名両通」あることや、函の数が九十四函であることなどを確認しました。先に示された四函分の目録に七百五十通とあることから、全体の数量は約一万七千通を下らないものと推測し、既に知られている「東京図書館」（現在の国立国会図書館）所蔵の江戸時代の東寺百合文書写本「白河本」との比較調査を臨時修史局に要請しています。

## 八二 史料編纂始末 十四

東京大学史料編纂所蔵

この資料は、大正一四（一九二五）年末、「史料編纂掛六十年史」として編纂が進められたときのもので、東京大学史料編纂所の歴史をまとめるために集められた関係史料が綴じられています。

ここでは、明治一九年の星野恒による調査を受けて、百合文書「九十四箱」のうち「四箱八目録アルモ、其余八目録モ無之、通数調査等ノ手数ハ勿論、運搬費用モ容易ナラス」との記述が見受けられます。しかし表題にも「東寺文書借入方二付伺」とあるように、「東京図書館」所蔵の東寺百合文書写本「白河本」には一部の文書しか含まれていないとして、全ての文書を東寺から借用することになりました。

附箋には、そのための資料運送費として「凡金百六拾円」を要することが書

かれています。これは函から文書だけを取り出し大箱に詰めて搬送した時の見積りであることも附記されています。また「若シ原函ハ九十四函ノ俣ナレハ通送費之ニ倍スヘシ」として、桐箱に入れたまま文書を運んだ場合は、倍の経費がかかるという興味深い記述も見られます。

本文最後の朱書きに注目すると、資料の借用と併せて、現地に於いて文書の通数等を調査することについても京都府知事に依頼することが記載されており、東寺百合文書の「通数調査」が京都府に委ねられたことが推測できます。

## 八四 東寺古文書目録

京都府行政文書（重要文化財）

「探訪日記」や「史料編纂始末」によると、明治一九年八月二七日・二八日に行われた星野恒らの東寺での史料探訪を受けて、内閣臨時修史局は京都府に対し、東寺に残された中世文書の「通数調査」とその目録の「浄写」（清書）を依頼し、そのために雇用する「写字生」の経費も負担しています。

その結果、目録は二部作成され、一部は「東寺古文書目録」として当館に残され、もう一部は「史料蒐集目録」として東京大学史料編纂所の架蔵となつて現在に至っています。

「東寺古文書目録」の内容は、現在も東寺が所蔵する「東寺文書」の目録から始まり、そのあとに東寺百合文書の「ひらがな」「カタカナ」が続きます。おおまかな文書名（単に「文書」としている場合も多い）の下に年月日、通数・冊数・巻数などが記載されており、函ごとに数量の合計もまとめられています。

全て京都府の野紙に書かれています。注目すべきは、現在の東寺百合文書「り函」「こ函」「せ函古文書」「せ函太政官牒補任」「せ函武家御教書并達」「せ函南朝文書」「せ函足利將軍家下文」にあたる項目が重複して綴じられていることです。その理由は定かではありませんが、本来は東京へ送られたもう一部の目録に綴じられるべきものが、何らかの手違いで京都府側に残されたのではないかと推測することもできます。

## 八五 史料蒐集目録 十一

東京大学史料編纂所蔵

京都府が雇用した「写字生」により「浄写」(清書)された二部の目録のうち、東京の内閣臨時修史局へ送られたのが、この史料蒐集目録です。前出の東寺古文書目録(展示番号八四)と比較してみると、どちらも京都府の野紙が利用されている上に、同じ筆跡で書かれていることがわかります。

展示箇所の右頁は「レ之部」の末尾です。「計文書百九拾八通」までは京都府から送られてきた目録部分ですが、そのあとに「目録外」として三点の資料が朱書で追記されています。おそらく、実際に京都から東京に運ばれてきた「レ函」の文書の中に、目録に記載されていなかった文書三点が含まれていたというところで、修史局の方で記入したものと思われる。

## 八六 史料蒐集目録 十一 (副本)

東京大学史料編纂所蔵

内閣臨時修史局はその後いくつの変遷を経て、明治二八(一八九五)年に

帝国大学文科大学の史料編纂掛となります。この史料蒐集目録の副本は、「史料編纂掛」の野紙に書かれていることから、明治二八年以降に作成されたこととなります。

「写済」や「不及写(影写の必要なし)」などの注記は、史料蒐集目録の正本・副本ともに見られますが、なかには、東寺古文書目録はもちろんのこと正本にも記載されていない「書込み」なども見受けられます。

## 八九 東寺百合文書とその影写本

東京大学史料編纂所要覧には、「影写とは、筆・墨・和紙を使い、筆跡をそっくりそのまま、ほぼ一筆で写し取り、筆勢、虫喰・墨の濃淡・にじみ・本紙の輪郭などまで忠実に手作業で再現する特殊技法のことをいいます」との解説があります。

「東京大学史料編纂所図書目録 第二部 和漢書写本編(昭和三六年、東京大学史料編纂所)」によると、東寺百合文書の最初の影写本は明治三二(一八九八)年に作成されたようです。大半の文書は明治四一(一九〇八)年頃には影写を終えたようですが、中には昭和に入ってから影写された函もありました。

今回の展示では、大きな花押が据えられている文書や全体が墨抹されている文書(前期展)、あるいは上部が破損した文書や今は補修によって裏打ちされた封紙など(後期展)が、どのように再現されているのかを、東寺百合文書原本と比較しながらご覧いただけます。

東寺百合文書「足利直義裁許状」(せ函足三)  
東寺百合文書影写本「足利直義裁許状」

東京大学史料編纂所蔵

東寺百合文書「法印頼暁権少僧都堅濟連署契状」(て函八二一一)  
東寺百合文書影写本「法印頼暁権少僧都堅濟連署契状」

東京大学史料編纂所蔵

(影写本の展示箇所)

東寺雜掌光信申、播磨国矢野庄例名内  
那波浦并佐方浦領家職事

右彼地者、去正和二年十二月七日 後宇多院御寄附

当寺以来、帯文保元年十月日 院庁下文・正中三年

三月十八日官符宣・建武三年十二月八日 院宣等、知行

無相違之處、自曆応三年那波浦地頭海老名源三郎・

佐方浦半分地頭七沢左衛門太郎等押領之由就訴申、為

布施彈正忠資連奉行、數ヶ度成召符訖、爰如神沢六郎

左衛門尉秀信・粟生田又次郎行時今年三月廿三日両通請

文者、企參洛可明申之由、雖加催促、不及請文・散状云々、起請詞  
載之、

者背度々催促、不參之条、無理所致歟、然則任惣庄例、

可全雜掌所務、次押領咎事、可被収公所帶五分一、次押領

以後得分物事、可糺返之状、下知如件、

貞和五年閏六月廿七日

(足利直義)  
左兵衛督源朝臣(花押)

(影写本の展示箇所)

東寺領大和国河原城庄事、為

当寺領帯 御判、当知行無相違

地也、然者為御賀殿御由緒領之間、

佰伍拾貫文於給、並相副相統之

証文等、令進入之上者、万一自今

以後、為寺家致鏡望輩出来候者、

於公方可預御罪科御沙汰候、仍為後証、

契約之状如件、

應永十一年十月一日 権少僧都堅濟(花押)

法印頼暁(花押)

謹上 応阿弥陀仏

・全文が斜線で墨抹されている

## 九〇 東寺百合文書 桐箱（な函）

貞享二（一六八五）年、加賀藩主前田綱紀から、文書の保存容器として東寺に寄附された桐箱で、「東寺百合文書」という名前の由来にもなりました。

「探訪日記」にもあるように、明治一九（一八八六）年に星野恒が東寺を訪れた際、この桐箱の蓋裏に書かれた銘を読み、前田綱紀が保存箱を「壹佰」寄附したことを改めて確認したのです。

この「な函」には、「模写相済分」と書かれた札が貼られています。明治時代の影写本作成のことを指しているとも解釈できますが、本展ではこれを江戸時代の写本事業（例えば「白河本」など）のことではないかと推測しており、その理由については後期展（や函）の桐箱を展示で明らかにします。

## 京都府による明治三年の古文書調査

当館が所蔵する京都府行政文書約九万点のうち、京都府「立庁」前の慶応三（一八六七）年から昭和二二（一九四六）年度までの資料一万五千四百七点、国的重要文化財に指定されています。展示番号八四の「東寺古文書目録」もそのうちの一つです。

ここでは、明治三（一八七〇）年に京都府が実施した府内の古文書調査に関する資料を中心に展示します。

## 九二 御達書

京都府行政文書（重要文化財）・御達書10-1-23

明治二（一八六九）年二月に太政官が京都から東京に移されると、京都には「留守官」という官庁が置かれました。留守官から京都府宛に出されたこの資料には、単に「四月」としか書かれていませんが、留守官が実質的に機能した期間などから明治三（一八七〇）年のものと推測されます。

京都府に対し、府が管轄する社寺所蔵の古文書・記録類を早々に取り調べて提出するよう申達しています。

## 九三 古文旧記類 第巻

京都府行政文書（重要文化財）・明3-37

展示箇所には、京都・東山にある禅林寺（永観堂）に残る文書として、戦国

時代の禁制が記録されています。右頁が「天文九（一五四〇）年九月二十七日  
室町幕府禁制」で、左頁が「天文一八（一五四九）年七月 日 三好長慶禁  
制」です。

禁制 禅林寺 号永観堂

一 伐採竹木事、

一 寄宿事、 付殺生事、

一 相懸非分課役事、

右条々、堅被停止訖、若有違犯

輩者、速可被処敵科之由、所

被仰下也、仍下知如件、

天文九年九月廿七日 对馬守平朝臣 花押

散位藤原朝臣 花押

禁制 東山 禅林寺

一 当手軍勢甲乙人乱妨狼藉事、

一 剪採山林竹木事、

一 放火事、 付相懸矢銭・兵糧米事、

右条々、堅令停止訖、若於違

犯之族者、可処敵科者也、仍如件、

天文十八年七月日 (三好長慶)  
筑前守 花押

#### 九四 古文旧記類 第四

京都府行政文書（重要文化財）・明3―40

展示箇所左頁は、観応三（一三五二）年九月二一日付の「足利義詮御判御  
教書」を書き写したものです。本文二行目の上部には、「此辺ヤケコゲ」とい  
う文字が朱書きされ、その該当箇所を同じく朱の曲線で描いています。原本の  
損傷箇所をこのように表現しているのです。

なお、本文冒頭横に「等持院殿御教書写」と書かれた押紙が見られますが、  
これは「等持院殿（＝足利尊氏）」ではなく「宝篋院殿（＝足利義詮）」の誤りだ  
ろうと思われまます。

(押紙)  
「等持院殿御教書写」

南禅寺領遠江国初倉庄一方

此辺

ヤケコゲ

鮎河・藤守事、雑掌良玄

解状・具書如此、子細見状、号兵糧料

所、軍勢等濫妨云々、事実者太無謂、

早止其妨、沙汰居雑掌、任先例、可

#### 九七 古文旧記類

京都府行政文書（重要文化財）・明3―44

京都府による明治三（一八七〇）年の古文書調査では、文書の影写本も作  
成されていました。この資料には、大通寺文書の影写本が一冊に綴じられて  
おり、中には有名な「醍醐寺雑事記」も影写されています。ちなみに「採訪日

記」(展示番号八一)の展示箇所にもあるように、星野恒は二日目(明治一九年八月二八日)に東寺を訪れる直前に大通寺を訪ね、「醍醐雜事記正写八冊ヲ採ル」として、同寺に伝わる「醍醐寺雜事記」も調査していました。

大通寺は遍照心院とも呼ばれ、東寺百合文書の中でも度々登場する寺院です。

## 九八 大通寺文書影写本 一

東京大学史料編纂所蔵

奥書には、「明治十九年八月編修星野恒採訪 明年八月影写了」との記載があり、先に述べたように、明治一九(一八八六)年八月に内閣臨時修史局の星野恒が大通寺文書を調査、さらに翌二〇年八月には文書の影写が完了したことがわかります。

ここでは、明治三年に京都府が作成した影写本と、明治二〇年に内閣臨時修史局が作成した影写本を比較する形で展示します。

## 一〇〇 京都府史料蒐集目録

京都府行政文書(重要文化財)

明治一九(一八八六)年の内閣臨時修史局による京都府内の史料採訪では、多くの寺社・個人等が所蔵する史料の調査が行われたにも関わらず、「東寺古文書目録」(展示番号八四)を除いてその調査目録が京都府側には残されなかつたようです。必要を感じた京都府職員の湯本文彦(\*)は明治三四年、修史局の後身である東京帝国大学史料編纂掛に依頼し、その写しを入手しま

した。それがこの「京都府史料蒐集目録」です。目録部分は「史料編纂掛」の野紙が使用されており、元は三冊だったものが今は一つに合冊されています。

冒頭には翌三五年に書かれた湯本文彦の文章が添付されていますが、文中の「此外二東寺百合文書の如き八已三別二一六冊の目録あり」(赤の傍線部分)というのは「東寺古文書目録」のことを指しているのでしょう。

目録は、史料の所蔵者ごとに文書名と点数が記載されており、湯本の文章では「此三冊ニても已ニ数千通ニ及び」とあります。ちなみに教王護国寺(東寺)の欄にはわずかに数行で「過去帳」などが記載されているだけです。

ゆもとくみひこ  
\*湯本文彦

天保一四(一八四三)年〜大正一〇(一九二一)年

明治二〇(一八八七)年の京都府行政文書「雇進退綴」(明20—9)や「雇進退録」(明20—10)によると、元鳥取藩士の湯本文彦は、明治二〇年一二月に京都府に採用されました。府における歴史編纂の担当者として、平安遷都千百年記念祭事業の一環である『平安通志』の編纂事業を皮切りに、「京都府寺誌稿」、「京都府会志」、「維新前民政資料」などの編纂に携わりました。また、府の公文書保存の實質的基礎が築かれた明治三五〜三八年の「臨時文書整理」にも従事するなど、歴史編纂と文書保存において大きな功績を残しました。大正四年、府を退職後も「鳥取藩史」の編纂に取り組み、歴史編纂一筋の人生を送りました。

大学史料編纂のため古文書調査のはじまりしより

大学より主任の人々を派出せしめ、吾京都府下にて社寺及

び其他の蔵せる旧記・古文書を点検せしめ、其重要なるもの八咫く

大学二借りのいれ臨模せしめて史料とせられしもの数万通□□、

大学の古文書已ニ数十万ニ及びも京都のもの甚大部分を占

めたり、然るに府庁ニ如何なる文書を史料ニ取られしや、社寺ニても

亦借り上ルられしやにて、如何なるを重要と認められしや、知るに由なく  
其管守の上ニ於ても甚だ心もとなけれハ、去年稟決の上、大学ニ通  
牒し三上委員ハ文通して其目錄を求めたり、年程なく此三  
を写して控へられ、其他ハ此次ニこといふ事ありし候、いまだおくられず、  
此三冊ニても已ニ数千通ニ及び、天下稀有の文書少なからず、此外ニ  
東寺百合文書の如きハ已ニ別ニ大冊の目錄あり、又我等  
志ニ集めし此外のものも実ニ夥し、何ら京都の文書ハ留める  
の難しきや、ゆくゆくハ一切集輯して京華重東集目を  
製せんとおもへと果して能く成得りや否をしらず、文  
書整理の期ニ当り、其事由を略記して覗ん人ニ告ぐ  
とす。

明治三十五年八月十二日 文書整理委員湯本文彦誌



展示番号	展示期間	文書名	文書番号・年月日
89.5	前期	法印頼暁権少僧都堅濟連署契状 ほういんらいぎょうごんのしょうそうづけんさいれんしよけいじょう	東寺百合文書 テ函.82.1. 応永11(1404)年10月1日
89.6	前期	東寺百合文書影写本「法印頼暁権少僧都堅濟連署契状」 とうじひやくごうもんじょえいしやぼん ほういんらいぎょうごんのしょう そうづけんさいれんしよけいじょう	(東京大学史料編纂所蔵)
89.7	後期	比丘尼西妙田地寄進状 びくにさいみょうでんちきしんじょう	東寺百合文書 卜函.28. 元亨2(1322)年3月14日
89.8	後期	東寺百合文書影写本「比丘尼西妙田地寄進状」 とうじひやくごうもんじょえいしやぼん びくにさいみょうでんちきし んじょう	(東京大学史料編纂所蔵)
90	前期	東寺百合文書桐箱(な函) とうじひやくごうもんじょきりばこ なはこ	
91	後期	東寺百合文書桐箱(や函) とうじひやくごうもんじょきりばこ やはこ	
92	前期原本 後期パネル	御達書 おたっしょ	京都府行政文書 御達書10-1-23
93	前期	古文旧記類 第老 こぶんきゅうきるい	京都府行政文書 明3-37
94	前期	古文旧記類 第四 こぶんきゅうきるい	京都府行政文書 明3-40
95	後期	故文旧記類 第五 こぶんきゅうきるい	京都府行政文書 明3-41-1
96	後期	故文旧記類 第五 こぶんきゅうきるい	京都府行政文書 明3-41-2
97	前期原本 後期パネル	古文旧記類 こぶんきゅうきるい	京都府行政文書 明3-44
98	前期	大通寺文書影写本 一 だいつうじもんじょえいしやぼん	(東京大学史料編纂所蔵)
99	後期	大通寺文書影写本 二 だいつうじもんじょえいしやぼん	(東京大学史料編纂所蔵)
100	前期パネル 後期原本	京都府史料蒐集目録 きょうとふしりょうしゅうしゅうもくろく	

展示番号	展示期間	文書名	文書番号・年月日
70	後期	鎮守八幡宮供僧評定引付 ちんじゅはちまんぐうぐそうひょうじょうひきつけ	東寺百合文書 ワ函.78. 文明15(1483)年
71	後期	廿一口方供僧評定引付 にじゅういっくかたぐそうひょうじょうひきつけ	東寺百合文書 ワ函.79. 文明18(1486)年
72	後期	廿一口方評定引付 にじゅういっくかたひょうじょうひきつけ	東寺百合文書 ち函.26. 明応2(1493)年
73	後期	室町幕府奉行人連署奉書 むろまちばくふぶぎょうにんれんしよほうしよ	東寺百合文書 い函.38. 明応2(1493)年閏4月10日
74	後期	飯尾清房書状 いのおきよふさしよじょう	東寺百合文書 マ函.97. 明応2(1493)年5月15日
75	後期	飯尾清房書状 いのおきよふさしよじょう	東寺百合文書 ニ函.331. 9月18日
76	後期	大和国平野殿莊僧範舜松茸送進状 やまとのくにひらのどののしょうそうはんしゅんまつたけそうしん じょう	東寺百合文書 ヨ函.10.1. 10月4日
77	後期	室町幕府禁制 むろまちばくふきんぜい	東寺百合文書 り函.109. 永正5(1508)年5月2日
78	後期	越中法眼承盛書状 えっちゅうほうげんしょうせいしよじょう	東寺百合文書 ト函.148. 永正5(1508)年5月28日
79	後期	越中法眼承盛書状 えっちゅうほうげんしょうせいしよじょう	東寺百合文書 ア函.273. 永正5(1508)年6月4日
80	後期	松永久秀書状 まつながひさひでしよじょう	東寺百合文書 り函.136. 4月11日
81	前期原本 後期パネル	採訪日記 一・二 さいまうにつき	(東京大学史料編纂所蔵)
82	前期	史料編纂始末 十四 しりょうへんさんしまつ	(東京大学史料編纂所蔵)
83	後期	史料編纂始末 十五 しりょうへんさんしまつ	(東京大学史料編纂所蔵)
84	前期パネル 後期原本	東寺古文書目録 とうじこもんじよもくろく	京都府行政文書
85	前期	史料蒐集目録 十一 しりょうしゅうしゅうもくろく	(東京大学史料編纂所蔵)
86	前期	史料蒐集目録 十一(副本) しりょうしゅうしゅうもくろく	(東京大学史料編纂所蔵)
87	後期	史料蒐集目録 十四 しりょうしゅうしゅうもくろく	(東京大学史料編纂所蔵)
88	後期	史料蒐集目録 十四(副本) しりょうしゅうしゅうもくろく	(東京大学史料編纂所蔵)
89.1	前期	足利直義裁許状 あしかがただよしさいきよじょう	東寺百合文書 せ函.足利將軍家 下文.3. 貞和5(1349)年閏6月27日
89.2	前期	東寺百合文書影写本「足利直義裁許状」 とうじひやくごうもんじよえいしやぼん あしかがただよしさいきよじょう	(東京大学史料編纂所蔵)
89.3	後期	垣生通安書状 はぶみちやすしよじょう	東寺百合文書 つ函7.1. 12月11日
89.4	後期	東寺百合文書影写本「垣生通安書状」 とうじひやくごうもんじよえいしやぼん はぶみちやすしよじょう	(東京大学史料編纂所蔵)

展示番号	展示期間	文書名	文書番号・年月日
47	後期	御賀大和国河原城莊代官職請文 おんがやまとのくにかわらじょうのしょうだいかんしきうけぶみ	東寺百合文書 ホ函.43. 応永15(1408)年10月25日
48	後期	廿一口方評定引付 にじゅういっくかたひょうじょうひきつけ	東寺百合文書 天地之部.18. 応永13(1406)年
49	後期	廿一口方評定引付 にじゅういっくかたひょうじょうひきつけ	東寺百合文書 く函.1. 応永11(1404)年
50	後期	鎮守八幡宮供僧評定引付 ちんじゆはちまんぐうぐそうひょうじょうひきつけ	東寺百合文書 ワ函.34. 応永26(1419)年
51	後期	食器食物料足注文 しょつきしょくもつりょうそくちゅうもん	東寺百合文書 を函.95. 応永26(1419)年7月2日
52	後期	廿一口方評定引付 にじゅういっくかたひょうじょうひきつけ	東寺百合文書 天地之部.27. 嘉吉元(1441)年
53	後期	赤松性具<満祐>巻数返事 あかまつしょうぐ(みつすけ)かんずへんじ	東寺百合文書 コ函.23. 永享5(1433)年9月23日
54	後期	廿一口方評定引付 にじゅういっくかたひょうじょうひきつけ	東寺百合文書 天地之部.34. 長祿3(1459)年
55	後期	足利義政御判御教書 あしかがよしまさごはんみきょうじよ	東寺百合文書 い函.29. 長祿4(1460)年3月26日
56	後期	御成方料足下行切符 おなりかたりょうそくげぎょうきつぷ	東寺百合文書 夕函.169. 寛正3(1462)年9月4日
57	後期	御成方散用状 おなりかたさんようじょう	東寺百合文書 夕函.170. 寛正3(1462)年12月晦日
58	後期	広橋綱光奉書案 ひろはしつなみつほうしよあん	東寺百合文書 そ函.68. 文正元(1466)年閏2月13日
59	後期	東寺長者御教書 とうじちやうじやみきょうじよ	東寺百合文書 ホ函.56. 文正元(1466)年閏2月19日
60	後期	足利義政自筆御判御教書 あしかがよしまさじひつごはんみきょうじよ	東寺百合文書 マ函.94. 応仁元(1467)年6月25日
61	後期	山名宗全<持豊>奉行人連署兵糧米配符 やまなそうぜん(もちとよ)ぶぎょうにんれんしよひょうろうまいはいふ	東寺百合文書 ウ函.105. 応仁元(1467)年8月22日
62	後期	斯波義廉下知状 しばよしかとげちじょう	東寺百合文書 り函.100. 応仁元(1467)年6月21日
63	後期	権大僧都堯全起請文 ごんのだいそうずぎょうぜんきしょうもん	東寺百合文書 ニ函.108. 応仁2(1468)年6月晦日
64	後期	廿一口方評定引付 にじゅういっくかたひょうじょうひきつけ	東寺百合文書 天地之部.37. 文明元(1469)年
65	後期	仏乗院仁然等連署起請文 ぶつじょういんにんぜんられんしよきしょうもん	東寺百合文書 ニ函.113. 文明3(1471)年4月5日
66	後期	清貞秀書状 せいのおさだひでしよじょう	東寺百合文書 ニ函.77.2. 閏9月29日
67	後期	勸修寺教秀奉書 かじゅうじのりひでほうしよ	東寺百合文書 ミ函.199. 5月6日
68	後期	鎮守八幡宮供僧評定引付 ちんじゆはちまんぐうぐそうひょうじょうひきつけ	東寺百合文書 ね函.22. 文明13(1482)年
69	後期	東山々莊普請方入足注文 ひがしやまさんそうふしんかたいりあしちゅうもん	東寺百合文書 ひ函.115.1. 文明15(1483)年11月18日

展示番号	展示期間	文書名	文書番号・年月日
24	前期	若狭国太良荘雑掌申状案 わかさのくにたらのしょうざっしょうもうしじょうあん	東寺百合文書 は函.93. 建武2(1335)年
25	前期	雑訴決断所牒案 ざっそけつだんしよちょうあん	東寺百合文書 ゐ函.18.5. 建武元(1334)年3月27日
26	前期	雑訴決断所牒案 ざっそけつだんしよちょうあん	東寺百合文書 ゐ函.18.6. 建武元(1334)年3月27日
27	前期	源盛信請文 みなものもりのぶうけぶみ	東寺百合文書 ウ函.146. 6月28日
28	前期	真言院後七日御修法請僧交名 しんごんいんごしちにちみしほしょうそうきょうみょう	東寺百合文書 ろ函.3.25. 建武3(1336)年
29	前期	比丘尼良明敷地文書紛失状案 びくにりょうめいしきちもんじよふんしつじょうあん	東寺百合文書 京函.72.2. 建武3(1336)年8月日
30	前期	足利尊氏御判御教書 あしかがたかうじごはんみきょうじよ	東寺百合文書 せ函.足利将軍家 下文.4. 観応元(1350)年7月28日
31	前期	足利義詮御判御教書 あしかがよしあきらごはんみきょうじよ	東寺百合文書 せ函.足利将軍家 下文.7. 正平6(1351)年11月16日
32	前期	小槻国治書状 おつきくにはるしよじょう	東寺百合文書 フ函.23. (正平7(1352)年)閏2月25日
33	前期	室町幕府禁制 むろまちばくふきんぜい	東寺百合文書 ホ函.27.1. 観応3(1352)年3月18日
34	前期	山名時氏禁制 やまなときうじきんぜい	東寺百合文書 せ函.南朝文書.19. 正平8(1353)年6月15日
35	前期	金蓮院真聖敷地券契紛失状 こんれんいんしんしょうしきちけんけいふんしつじょう	東寺百合文書 イ函.45. 文和3(1354)年7月日
36	前期	足利尊氏御判御教書 あしかがたかうじごはんみきょうじよ	東寺百合文書 せ函.足利将軍家 下文.18. 文和4(1355)年7月18日
37	前期	学衆方評定引付 がくしゅかたひょうじょうひきつけ	東寺百合文書 ム函.29. 文和4(1355)年
38	前期	八条院々町地子帳 はちじょういんいんのちょうちしちょう	東寺百合文書 ヘ函.21. 元応元(1319)年6月
39	前期	法勝寺執事法眼慶承書状 ほっしょうじしつじほうげんけいしょうしよじょう	東寺百合文書 フ函.49. 永和3(1377)年9月28日
40	後期	従儀師相淳書状 じゅうぎしそうじゆんしよじょう	東寺百合文書 ア函.325. (応永15(1408)年)8月9日
41	後期	廿一口方評定引付 にじゅういっくかたひょうじょうひきつけ	東寺百合文書 く函.4. 応永15(1408)年
42	後期	東寺供僧評定廻請 とうじぐそうひょうじょうかいじょう	東寺百合文書 そ函.28. 応永15(1408)年8月10日
43	後期	北山殿百廿七僧法会出仕僧合点状 きたやまどのひやつかにちしちそうほうえしゅつしそうがてんじょう	東寺百合文書 そ函.188.
44	後期	北山殿百廿七僧法会題名僧交名注進案 きたやまどのひやつかにちしちそうほうえだいまいそうきょうみょう ちゅうしんあん	東寺百合文書 ア函.126. 応永15(1408)年8月11日
45	後期	北山殿百廿七僧法会出仕僧交名 きたやまどのひやつかにちしちそうほうえしゅつしそうきょうみょう	東寺百合文書 そ函.30. 応永15(1408)年8月16日
46	後期	足利義持御判御教書 あしかがよしもちごはんみきょうじよ	東寺百合文書 ホ函.41.2. 応永15(1408)年10月5日

展示番号	展示期間	文書名	文書番号・年月日
1	前期	宝莊嚴院領莊園注文案 ほうしょうごんいんりょうしょうえんちゅうもんあん	東寺百合文書 レ函.1.1. 平治元(1159)年閏5月日
2	前期	後白河院庁下文案 ごしらかわいんのちょうくだしぶみあん	東寺百合文書 サ函.1. 治承2(1178)年6月20日
3	前期	平信正敷地文書紛失状案 たいらののぶまさしきちもんじょふんしつじょうあん	東寺百合文書 シ函.3.1. 承久3(1221)年7月日
4	前期	関東御教書案 かんとくみきょうじょあん	東寺百合文書 ヨ函.29.1. 文永11(1274)年11月1日
5	前期	安芸国新勅旨田未進年貢代銭支配状 あきのくにしんちよくしでんみしんねんぐだいせんしはいじょう	東寺百合文書 な函.41. 正応6(1293)年4月7日
6	前期	(年行事某書状案) ねんぎょうじぼうしよじょうあん	東寺百合文書 な函.39. 正応5(1292)年11月17日
7	前期	伊予国弓削島莊雜掌加治木頼平関東下向料足結解状 いよのくにゆげしまのしょうざっしょうかじきよりひらかんとうげこうりょうそくけちげじょう	東寺百合文書 と函.37. 正応5(1292)年12月18日
8	前期	伊予国弓削島莊雜掌加治木頼平請文 いよのくにかじきよりひらうけぶみ	東寺百合文書 ト函.17. 正応6(1293)年2月5日
9	前期	定嚴書状 じょうごんしよじょう	東寺百合文書 ル函.252. 12月16日
10	前期	加治木頼平替銭請文案 かじきよりひらかえぜにうけぶみあん	東寺百合文書 な函.42. 永仁元(1293)年12月2日
11	前期	関東事書案 かんとくことがきあん	東寺百合文書 京函.48.2. 永仁5(1297)年3月6日
12	前期	野部友吉田地讓状 のべともきちでんちゆずりじょう	東寺百合文書 ヒ函.22.3. 永仁5(1297)年6月23日
13	前期	野部友吉田地売券 のべともきちでんちばいけん	東寺百合文書 ヒ函.22.4. 永仁5(1297)年6月23日
14	前期	尼慈快田地文書紛失状 あまじかいでんちもんじょふんしつじょう	東寺百合文書 エ函.92.8.
15	前期	尼慈快田地文書紛失状 あまじかいでんちもんじょふんしつじょう	東寺百合文書 せ函.11.1. 元弘3(1333)年11月日
16	前期	播磨国矢野莊重藤名地頭寺田範兼讓状 はりまのくにやののしょうしげふじみょうじとうてらだのりかねゆずりじょう	東寺百合文書 せ函.武家御教書 並達.8. 正和2(1313)年9月12日
17	前期	北条高時巻数返事 ほうじょうたかときかんずへんじ	東寺百合文書 ヒ函.36. 嘉暦3(1328)年12月29日
18	前期	後醍醐天皇綸旨 ごだいごてんのうりんじ	東寺百合文書 せ函.南朝文書.9. 元弘3(1333)年6月19日
19	前期	後醍醐天皇綸旨 ごだいごてんのうりんじ	東寺百合文書 せ函.南朝文書.10. 元弘3(1333)年7月2日
20	前期	後醍醐天皇綸旨 ごだいごてんのうりんじ	東寺百合文書 ヤ函.21.1. 元弘3(1333)年7月7日
21	前期	後醍醐天皇綸旨 ごだいごてんのうりんじ	東寺百合文書 あ函.13. 元弘3(1333)年8月4日
22	前期	後醍醐天皇綸旨 ごだいごてんのうりんじ	東寺百合文書 ヒ函.37. 元弘3(1333)年9月1日
23	前期	若狭国太良莊雜掌申状案 わかさのくにたらのしょうざっしょうもうしじょうあん	東寺百合文書 ぬ函.28.1. 建武元(1334)年4月日

京都府立京都学・歴彩館

平成30年度 東寺百合文書展 中世の古文書が近代によみがえる！

会 期：(前期) 平成30年9月15日(土)～10月9日(火)

(後期) 平成30年10月13日(土)～11月11日(日)

休 館 日：9月17日(月・祝), 9月24日(月・祝), 10月8日(月・祝), 11月3日(土・祝)

展 示 解 説：(前期) 9月27日(木) 15:30～, 10月6日(土) 15:30～

(後期) 10月18日(木) 15:30～, 10月27日(土) 15:30～

会 場：京都府立京都学・歴彩館1階展示室

# 京都府立京都学・歴彩館

〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町 1-29

TEL: 075-723-4831

FAX: 075-791-9466

E-mail: [rekisaikan-kikaku@pref.kyoto.lg.jp](mailto:rekisaikan-kikaku@pref.kyoto.lg.jp)

URL: <http://www.pref.kyoto.jp/rekisaikan/index.html>